

長崎労働局発表

平成30年12月25日

長崎労働局職業安定部職業対策課

課長 濱村 和久

地方障害者雇用担当官 外輪 修三

電話095-801-0042(内線445)

## 長崎県内の地方公共団体等における平成30年6月1日現在の 障害者の任免状況の集計結果について

障害者の雇用の促進等に関する法律では、常時雇用する職員の一定割合（法定雇用率、地方公共団体の場合は2.5%、長崎県教育委員会及び長崎市教育委員会は2.4%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

長崎労働局（局長 金成真一）においては、同法に基づき、雇用義務の対象となる県内の公的機関から毎年6月1日現在の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の雇用状況について報告を求めています。このたび、平成30年6月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

### 1 「県等の機関」（注1）

4機関のうち、1機関（1機関）が法定雇用率を達成。

在籍している障害者の数は122.5人（120.0人）で、2.5人増加。

全体の実雇用率は1.97%（1.93%）＜全国2.44%＞で0.04ポイント上昇。

不足数は、32.5人（24.0人）で8.5人増加。

（注1）県の機関（知事部局、交通局、県警本部）に、特別地方公共団体の長崎県病院企業団を加えたもの。法定雇用率2.5%（2.3%）。

### 2 「市・町の機関」（注2）

29機関のうち、17機関（21機関）が法定雇用率を達成。

在籍している障害者の数は312.0人（302.0人）で、10.0人増加。

全体の実雇用率は、2.25%（2.18%）＜全国2.38%＞で0.07ポイント上昇。

不足数は、35.0人（28.0人）で7.0人増加。

（注2）市町、上・下水道局、交通局、教育委員会（長崎市教育委員会を除く）。法定雇用率2.5%（2.3%）。

### 3 「県等の教育委員会」（注3）

2機関のうち、1機関（1機関）が法定雇用率を達成。

在籍している障害者の数は148.0人（145.0人）で、3.0人増加。

全体の実雇用率は、1.51%（1.47%）＜全国1.90%＞で0.04ポイント上昇。

不足数は、88.0人（73.0人）で15.0人増加。

（注3）長崎県教育委員会、長崎市教育委員会。法定雇用率2.4%（2.2%）。

4 「独立行政法人」（注4）

5機関のうち、3機関（3機関）が法定雇用率を達成。

在籍している障害者の数は102.5人（105.5人）で、3.0人減少。

全体の実雇用率は、2.19%（2.25%）＜全国2.54%＞で0.06ポイント低下。

不足数は、14.5人（5.0人）で9.5人増加。

（注4）国立大学法人長崎大学に、地方独立行政法人（4機関）を加えたもの。法定雇用率2.5%（2.3%）

5 県内の法定雇用率未達成の地方公共団体及び独立行政法人等は、18機関（14機関）で4機関増加。

※（ ）は前年の値

## 1. 地方公共団体における雇用状況

実雇用率は、県等の機関全体は1.97%、市町の機関全体では2.25%となり、法定雇用率2.4%が適用される教育委員会は1.51%であった。

### (1) 県等の機関

県等（特別地方公共団体を含む）の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は122.5人で、前年より2.5人増加した。実雇用率は1.97%となり、前年（1.93%）を上回った。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県等の機関	6,232.5人	122.5 人	1.97%	1/4	25.0%
	(6,220.0人)	[97人] (120.0人)	(1.93%)	(1/4)	(25.0%)

※ [ ] 内は実人員。以下同じ。

### (2) 市町の機関

市町の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は312.0人で、前年より10.0人増加した。実雇用率は2.25%で、前年（2.18%）を上回った。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	13,841.5人	312.0 人	2.25%	17/29	58.6%
	(13,866.0人)	[241人] (302.0人)	(2.18%)	(21/29)	(72.4%)

### (3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

2.4%の法定雇用率が適用される教育委員会（県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する一定の市町村の教育委員会）に在職している障害者の数は148.0人で、前年より3.0人増加した。実雇用率は1.51%で、前年（1.47%）を上回った。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
教育委員会	9,778.0人	148.0 人	1.51%	1/2	50.0%
	(9,871.0人)	[109人] (145.0人)	(1.47%)	(1/2)	(50.0%)

## 2. 特殊法人（独立行政法人等・地方独立行政法人等）における雇用状況

独立行政法人（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は102.5人で、前年より3.0人減少した。実雇用率は2.19%で、前年（2.25%）を下回った。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
独立行政法人	4,677.5人	102.5 人 [76人]	2.19%	3/5	60.0%
	(4,698.5人)	(105.5人)	(2.25%)	(3/5)	(60.0%)

注1. 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指し、「地方独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

2. 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

3. 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

4. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

5. 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

6. ( )内は、前年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

7. 県等の機関には、特別地方公共団体（地方公共団体の組合）を含むものである。

8. 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.5%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |                  |   |   |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 ……        | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]<br>（45.5人 [50人] 以上規模の企業）<br>特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]<br>〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、<br>〔独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 ……    |   | 2. 5% [2. 3%]<br>（40人 [43.5人] 以上規模の機関）  |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… |   | 2. 4% [2. 2%]<br>（42人 [45.5] 以上規模の機関）   |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

詳細表

1. 地方公共団体における雇用状況

(1) 県等の機関 (法定雇用率2.5%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数									④ 実雇用率 H÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間労働者	G. うち注1該当者	H. 計 A×2+B+C+D×0.5+(E+(F-G)×0.5+G)	I. うち新規雇用分			
県等の機関	4 (4)	6,232.5 (6,220.0)	32 (30)	5 (6)	40 (44)	12 (12)	4 (3)	4 (2)	3 (-)	122.5 (120.0)	12.5 (7.0)	1.97 (1.93)	1 (1)	25.0 (25.0)

- 注1 ③G欄は短時間職員である精神障害者。(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)
- 2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。F欄「精神障害者である短時間労働者」のうちG欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。
- 4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は前年6月1日現在の数値である。精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 長崎県病院企業団は、県の機関ではなく、地方自治法第1条の3第B項によるところの特別地方公共団体(地方公共団体の組合)である。

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-g)*0.5+g	f. うち新規雇用分	
県等の機関	122.5 (120.0)	32 (30)	5 (6)	40 (44)	9 (10)	113.5 (115.0)	9.0 (6.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	1.5 (1.0)	0.5 (0.5)	4 (3)	4 (2)	3 (-)	7.5 (4.0)	3.0 (0.0)

- 注1. ④g欄の短時間職員である精神障害者。(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)
- 2 ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。
- 3 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 4 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 5 ④g欄「うち注1該当者」については法律上、1人を1.0人に相当するものとしており、H欄の計を算出するに当たり1.0カウントとしている。
- 6 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 7 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 8 ( )内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)市町の機関 (法定雇用率2.5%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数									④ 実雇用率 H÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間労働者	G. うち注1該当者	H. 計 A×2+B+C+D×0.5+(E+(F-G)×0.5+G)	I. うち新規雇用分			
市町の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	29	13,841.5	77	6	137	10	9	2	0	312.0	19.0	2.25	17	58.6
	(29)	(13,866.0)	(77)	(4)	(132)	(11)	(6)	(1)	(-)	(302.0)	(15.0)	2.18	(21)	(72.4)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数					④精神障害者の数																						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	g. うち注1該当者	e. 計 c+(d-g)*0.5+g		f. うち新規雇用分														
市町の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人														
	312.0	77	6	134	9	298.5	16.0	0	0	3	1	3.5	0.0	9	2	0	10.0	3.0	(302.0)	(77)	(4)	(129)	(10)	(292.0)	(15.0)	(0)	(0)	(3)	(1)	(3.5)	(0.0)	(6)	(1)	(-)	(6.5)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会（法定雇用率2.4%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数									④ 実雇用率 H÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間労働者	G. うち注1該当者	H. 計 A×2+B+C+D×0.5+(E+(F-G)×0.5+G)	I. うち新規雇用分			
教育委員会	機関 2	人 9,778.0	人 40	人 2	人 64	人 2	人 1	人 0	人 0	人 148.0	人 1.0	% 1.51	機関 1	% 50.0
	(2)	(9,871.0)	(40)	(0)	(64)	(0)	(1)	(0)	(-)	(145.0)	(0)	(1.47)	(1)	(50.0)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	g. うち注1該当者	e. 計 c+(d-g)*0.5+g	f. うち新規雇用分
教育委員会	人 148.0	人 40	人 2	人 64	人 0	人 146.0	人 1.0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 1.0	人 0.0	人 1	人 0	人 0	人 1.0	人 0.0
	(145.0)	(40)	(0)	(64)	(0)	(144.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(0)	(-)	(1.0)	(0.0)

注 2(1)②の表と同じ

2. 特殊法人(独立行政法人等・地方独立行政法人等)における雇用状況(法定雇用率2.5%)

①概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数										④ 実雇用率 H÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 精神障害者	F. 精神障害者である短時間労働者	G. うち注1該当者	H. 計 A×2+B+C+D×0.5+(E+(F-G)×0.5)+G	I. うち新規雇用分				
独立行政法人	法人 5	人 4677.5	人 27	人 1	人 37	人 1	人 10	人 0	人 0	人 102.5	人 11.0	% 2.19	企業 3	% 60.0	
	(5)	(4,698.5)	(29)	(1)	(38)	(1)	(8)	(0)	(-)	(105.5)	(11.0)	(2.25)	(3)	(60.0)	

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+(d-g)*0.5+g
独立行政法人	人 102.5	人 25	人 0	人 33	人 1	人 83.5	人 7.0	人 2	人 1	人 4	人 0	人 9.0	人 1.0	人 10	人 0	人 0	人 10.0	人 3.0
	(105.5)	(27)	(0)	(35)	(1)	(89.5)	(7.0)	(2)	(1)	(3)	(0)	(8.0)	(0.0)	(8)	(0)	(-)	(8.0)	(4.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指し、「地方独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

### 3. 公的機関の各機関の状況

※( )内は、前年6月1日現在の数値である。

#### (1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.5%) ※前年は2.3%

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,889.5 (4,913.5)	88.5 (87.0)	1.81 (1.77)	32.5 (24.0)	
長崎県知事部局	4,160.5 (4,168.5)	77.0 (76.5)	1.85 (1.84)	27.0 (18.5)	
長崎県交通局	233.0 (236.0)	4.0 (3.0)	1.72 (1.27)	1.0 (2.0)	(注4)
長崎県警察本部	496.0 (509.0)	7.5 (7.5)	1.51 (1.47)	4.5 (3.5)	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 長崎県交通局は、本年8月10日において、算定の基礎となる職員数233.0人、障害者の数は5.0人、実雇用率2.15%、不足数0となった。

#### (2) 特別地方公共団体(地方公共団体の組合)の状況 (法定雇用率2.5%) ※前年は2.3%

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
長崎県病院企業団	1,343.0 (1,306.5)	34.0 (33.0)	2.53 (2.53)	0.0 (0.0)	

注 特別地方公共団体とは、地方自治法第1条の3により規定されている地方公共団体である。

#### (3) 市町の機関の状況(法定雇用率2.5%) ※前年は2.3%

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	13,841.5 (13,866.0)	312.0 (302.0)	2.25 (2.18)	35.0 (28.0)	
長崎市	2,495.0 (2,491.0)	61.0 (63.0)	2.44 (2.53)	1.0 (0.0)	
佐世保市	2,626.0 (2,621.0)	48.0 (42.0)	1.83 (1.60)	17.0 (18.0)	特例認定あり(注4)
島原市	471.5 (481.5)	13.0 (11.0)	2.76 (2.28)	0.0 (0.0)	特例認定あり(注4)
諫早市	841.5 (838.0)	21.0 (20.0)	2.50 (2.39)	0.0 (0.0)	
大村市	918.5 (905.5)	24.5 (23.5)	2.67 (2.60)	0.0 (0.0)	(注6)
平戸市	644.0 (646.0)	12.0 (12.0)	1.86 (1.86)	4.0 (2.0)	特例認定あり(注4)
松浦市	480.0 (489.0)	12.0 (11.0)	2.50 (2.25)	0.0 (0.0)	特例認定あり(注4)
対馬市	424.0 (419.0)	11.0 (10.0)	2.59 (2.39)	0.0 (0.0)	
壱岐市	337.5 (340.5)	9.0 (8.0)	2.67 (2.35)	0.0 (0.0)	
五島市	613.0 (613.5)	12.0 (12.0)	1.96 (1.96)	3.0 (2.0)	特例認定あり(注4)
西海市	509.5 (504.0)	10.0 (10.0)	1.96 (1.98)	2.0 (1.0)	特例認定あり(注4)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
雲仙市	586.0 (584.5)	13.0 (14.0)	2.22 (2.40)	1.0 (0.0)	特例認定あり(注4)
南島原市	596.5 (616.5)	13.0 (13.0)	2.18 (2.11)	1.0 (1.0)	特例認定あり(注4)
長与町	281.0 (276.0)	7.5 (7.5)	2.67 (2.72)	0.0 (0.0)	
時津町	159.0 (157.5)	3.0 (1.0)	1.89 (0.63)	0.0 (2.0)	
東彼杵町	97.0 (101.0)	5.0 (5.0)	5.15 (4.95)	0.0 (0.0)	
川棚町	95.0 (96.0)	3.0 (4.0)	3.16 (4.17)	0.0 (0.0)	
波佐見町	85.0 (82.0)	2.0 (1.0)	2.35 (1.22)	0.0 (0.0)	
小値賀町	95.5 (92.5)	2.0 (2.0)	2.09 (2.16)	0.0 (0.0)	
佐々町	106.0 (103.0)	2.0 (2.0)	1.89 (1.94)	0.0 (0.0)	
新上五島町	328.5 (331.0)	6.0 (8.0)	1.83 (2.42)	2.0 (0.0)	
諫早市教育委員会	141.0 (158.0)	4.0 (4.0)	2.84 (2.53)	0.0 (0.0)	
大村市教育委員会	133.5 (132.5)	2.0 (2.0)	1.50 (1.51)	1.0 (1.0)	(注6)
対馬市教育委員会	82.0 (81.5)	1.0 (1.0)	1.22 (1.23)	1.0 (0.0)	
壱岐市教育委員会	49.5 (52.5)	1.0 (1.0)	2.02 (1.90)	0.0 (0.0)	
長崎市上下水道局	301.0 (302.0)	8.0 (8.0)	2.66 (2.65)	0.0 (0.0)	
佐世保市交通局	85.0 (86.0)	1.0 (1.0)	1.18 (1.16)	1.0 (0.0)	(注7)
大村市競艇企業局	188.5 (195.5)	5.0 (5.0)	2.65 (2.56)	0.0 (0.0)	
島原地域広域市町村圏組合	71.0 (69.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	1.0 (1.0)	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 市町の機関において、職員数が40.0人未満であり、障害者の雇用義務の発生していない機関については、掲載していない。
- 6 大村市教育委員会は、本年12月13日において大村市と特例認定を行い算定の基礎となる職員数1,051.0人、障害者の数は26.5人、実雇用率2.52%、不足数0となった。
- 7 佐世保市交通局は、平成31年3月31日に廃止になり、平成31年4月1日より佐世保市と統合予定。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐世保市	佐世保市教育委員会・佐世保市水道局
島原市	島原市教育委員会
大村市	大村市水道局
平戸市	平戸市教育委員会
松浦市	松浦市教育委員会
五島市	五島市教育委員会
西海市	西海市教育委員会
雲仙市	雲仙市教育委員会
南島原市	南島原市教育委員会

(4) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会の状況(法定雇用率2.4%) ※前年は2.2%

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	9,778.0 9,871.0	148.0 (145.0)	1.51 (1.47)	88.0 (73.0)	
長崎県教育委員会	9,363.0 (9,452.5)	136.0 (134.0)	1.45 (1.42)	88.0 (73.0)	
長崎市教育委員会	415.0 (418.5)	12.0 (11.0)	2.89 (2.63)	0.0 (0.0)	

- 注 1
- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
  - ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
  - ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人の状況(法定雇用率2.5%) ※前年2.3%

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人長崎大学	2,834.5 (2,866.5)	59.5 (67.5)	2.10 (2.35)	10.5 (0.0)	

(6) 地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.5%) ※前年は2.3%

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	1,843.0 (1,832.0)	43.0 (38.0)	2.33 (2.07)	4.0 (5.0)	
地方独立行政法人 長崎市立病院機構	718.0 (718.5)	19.0 (15.0)	2.65 (2.09)	0.0 (1.0)	
長崎県公立大学法人	198.0 (201.5)	5.0 (5.0)	2.53 (2.48)	0.0 (0.0)	
地方独立行政法人 北松中央病院	173.0 (168.0)	5.0 (5.0)	2.89 (2.98)	0.0 (0.0)	
地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター	754.0 (744.0)	14.0 (13.0)	1.86 (1.75)	4.0 (4.0)	

- 注 1
- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
  - ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
  - ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。